

## 第一審強化方策の実施について

昭和31年7月19日総総第226号地方裁判所  
長あて事務総長通達

改正 昭和43年4月22日総一第137号  
昭和55年12月24日総一第363号

今般最高裁判所長官から標記に関する通達が発せられましたが、その実施にあたっては、とくに左記の点に御留意の上、運用に遺憾のないようお取り計らい下さい。

なお、各地の検察庁および弁護士会に対しては、それぞれ法務大臣および日本弁護士連合会会長から協力方につき連絡されるはずでありますから、お含みおきを願います。

おつて、地方協議会の開催に要する予算（会議費および旅費）は、近く経理局長に示達させる予定でありますから、申し添えます。

### 記

一 地方協議会の委員には、（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松各地方裁判所長に対しては、法務局長または法務局訟務部長を学識経験者の一人として加えるほか、）支部および簡易裁判所の裁判官も適宜選任すること。

二 地方協議会には、高等裁判所判事、高等検察庁検事、その他適当と認める者を参列させることができること。

三 地方協議会において実施を決定した事項については、管内に周知徹底をはかり、その円滑な実施を期すること。支部においては、検察官、弁護士と打合せを行う等の方法を講ずること。

四 地方協議会は、特別の事情のないかぎり、おそくとも本年八月中に発足すること。地方協議会の発足をまたないで実施することができる事項は、すみやかに実施に移すこと。

五 地方協議会に関する庶務は、裁判所において行うこと。

六 毎年最初の開催時における地方協議会の委員の構成及び各地方協議会における協議結果は、速やかに総務局長に報告すること。この場合において、委員の構成の報告については、最初に開催された地方協議会の出席者名簿の送付をもつてこれに代えることができる。